

資料 4

税外債権管理推進に関する取組

1 滞納額の現状

(1) 会計別滞納額の全体的推移（決算額） （単位：千円）

	H24	H23	H22	H21
税外債権滞納額全体	100,357	102,120	108,493	96,977
一般会計	33,246	33,628	19,612	17,191
後期高齢特別会計	8,272	6,647	6,196	5,013
水道事業会計	18,164	19,822	26,237	23,989
公共下水道会計	26,900	32,301	47,291	44,860
農業集落排水会計	229	888	329	351
病院事業会計	13,547	8,834	8,828	5,573

※※公営企業法を適用している網掛け部分の額は、翌年度の4月5月の収入額を反映させているため、決算書の数値と一致していません。

(2) 滞納額 100 万円以上の債権（H24 決算） （単位：千円）

債 権	種別	H24	H23	H22	H21
保育料	公債権（強制徴収）	6,160	6,184	6,627	5,448
住宅使用料	私債権	4,679	6,024	6,398	6,704
児童扶養手当等返還金	公債権（強制徴収）	1,632	1,726	1,751	1,871
生活保護法 63 条返還金	公債権（強制執行）	1,988	9	642	48
生活保護法 78 条返還金	公債権（強制執行）	3,317	400		
老人保健加算金	公債権（強制徴収）	10,295	14,555		
小中学校給食負担金	私債権	3,261	2,782	2,928	2,257
後期高齢者医療普通徴収保険料	公債権（強制徴収）	8,272	6,647	6,196	5,013
水道料金	私債権	18,164	19,822	26,237	23,989
公共下水道使用料	公債権（強制徴収）	16,375	19,340	23,813	21,258
公共下水道受益者負担金	公債権（強制徴収）	10,525	12,961	23,478	23,602
入院診療費	私債権	10,723	6,949	7,030	4,037
外来診療費	私債権	1,345	976	1,126	1,147

[参考：市税の状況]

(1) 滞納額 （単位：千円）

税目	H24	H23	H22	H21
市民税（個人）	222,252	221,990	231,408	218,477
市民税（法人）	8,579	8,451	8,646	7,016
固定資産税	483,059	485,477	467,483	459,157
軽自動車税	8,730	8,678	9,089	8,533
市税計	722,620	724,596	716,626	693,183
国民健康保険税	406,808	368,879	381,258	391,502
合 計	1,129,428	1,093,475	1,097,884	1,084,685

(2) 徴収率（県内比較）

市税（国保税除く）徴収率の9市比較（現滞計）

年度	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	市平均
21	91.1%	90.5%	91.2%	90.4%	40.1%	91.8%	86.1%	90.6%	94.5%	87.9%
22	90.7%	90.2%	93.7%	89.9%	40.1%	91.3%	86.1%	90.7%	94.2%	87.7%
23	90.8%	90.3%	93.7%	92.8%	40.2%	91.2%	86.4%	91.6%	94.1%	88.0%
24	90.9%	90.1%	93.2%	94.2%	41.5%	91.3%	86.4%	91.1%	94.0%	88.0%

国保税徴収率の9市比較（現滞計）

年度	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	市平均
21	62.1%	52.5%	73.2%	78.5%	82.8%	73.8%	78.4%	69.1%	81.5%	67.4%
22	63.6%	51.4%	72.5%	77.9%	85.5%	74.4%	78.8%	68.2%	81.1%	67.6%
23	62.9%	50.7%	71.7%	81.7%	87.5%	74.8%	80.4%	68.8%	81.9%	67.6%
24	64.4%	52.4%	71.7%	83.4%	92.3%	75.4%	83.2%	68.7%	83.1%	69.1%

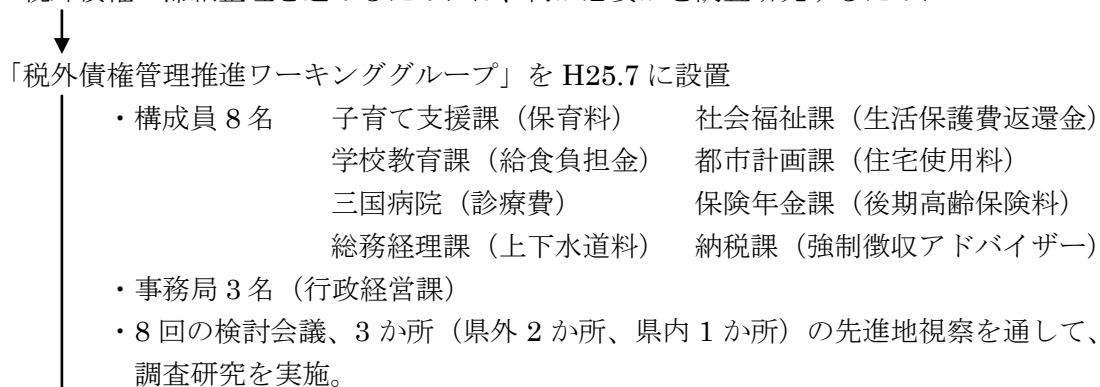
2 税外債権の滞納整理が進まない原因

各滞納債権の整理における必要な措置が未実施または不十分

- ・各債権に関する法令規定が複雑
- ・縦割り行政の中、それぞれの所管課が徴収業務を執行→手法バラツキ
- ・職員数の削減、各所管課における業務量の増大などから
所管課における徴収事務への業務量配分が困難
滞納整理業務のノウハウの蓄積が不足

3 税外債権整理を進めるための取組

税外債権の滞納整理を進めるためには、何が必要かを調査研究するために・・・



ワーキンググループからの提言（H25.12）

- 提言① 税外債権の強制的な徴収（滞納処分、強制執行等）を行う専門部署を設置し、強制的徴収業務の一元化を図る。
- ② 債権徴収マニュアルを整備し、所管課における徴収業務の精度を向上させる。

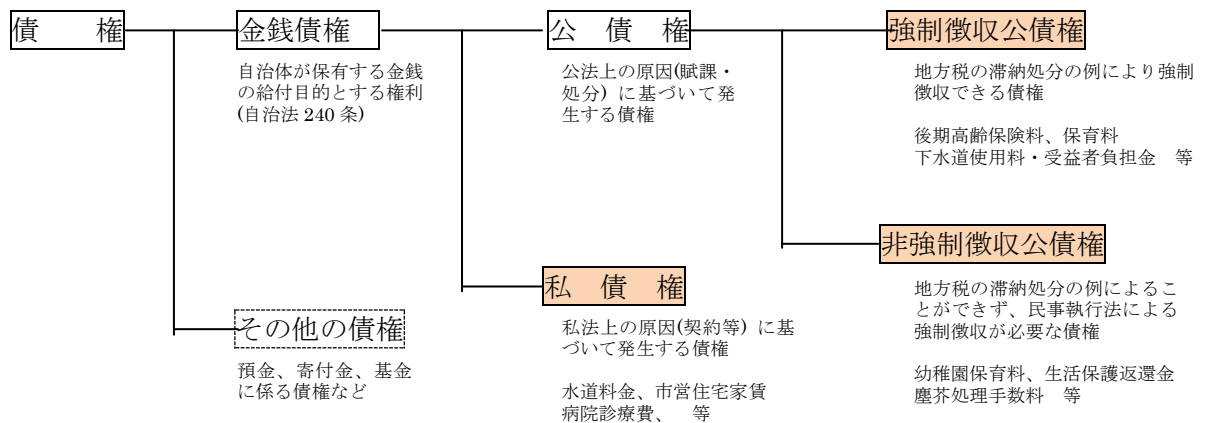
※現在、効果的な組織体制の構築に向けて検討中。

《参考：税外債権の分類等》

(1) 分類

自治体が財産として管理の対象としている債権には、公法上の原因（賦課などの処分）に基づいて発生する「**公債権**」と、私法上の原因（契約など）に基づいて発生する「**私債権**」があります。

また、公債権には、滞納が発生し、最終的な徴収手段として、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「**強制徴収公債権**」と、滞納処分することができず裁判所を通じた司法手続きにより徴収することとなる「**非強制徴収公債権**」があります。



(2) 債権管理の流れ

債権の区分に応じた債権管理の主な流れは、次のようになります。

債権の種類	発生	納入通知	督促	延滞金	催告	回収		消滅
						通常回収	強制回収	
公債権	強制徴収公債権	賦課や処分など公法上の原因による(不服申立可)	<ul style="list-style-type: none"> ・時効中断あり ・督促手数料等徴収可(条例必要) ・不服申立可 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収可(条例必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時可(時効中断なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付交渉 ・債務承認(時効中断) ・分割納付誓約 ・交付要求又は債権届出(時効中断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分(自力執行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・時効期間の経過 ・滞納処分執行停止後
	非強制徴収公債権						<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所を通じた司法手続きによる ・調停 ・支払督促 ・訴訟等(滞納処分不可) 	
私債権	契約など私法上の原因による(不服申立不可)	納入通知書の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・時効中断あり ・督促手数料等徴収不可 ・不服申立不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収不可 ・契約による違約金徴収可 			<ul style="list-style-type: none"> ・時効の援用 ・債権放棄 	

債権は、その種類(区分)によって、管理の仕方や最終的な回収方法、また時効を迎えたときの取扱いが違ってきます。